

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	再開発会社の事業終了の認可	
根拠法令・条項	都市再開発法 第50条の15第1項	
所 管 課	都市整備部	都市整備担当
審 査 基 準	<p>次の要件を満たさなければならない。</p> <p>認可申請書に市街地再開発事業の終了を明らかにする書類が添付されていること。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	60日
	標準処理期間を設定できない理由	